# 意見交換のテーマ (商店街沿道)

- ●意見交換のテーマ
  - ① 壁面位置の指定路線や後退幅
  - ② 建物の最高高さ
  - ③ にぎわい空間の活用やあり方
  - 4 その他







# 意見交換の進め方(商店街沿道)

- 1) 意見交換のテーマについて補足説明します。
- 2) 『ふせん』に、以下の例のようにご意見、ご質問をお書きください。

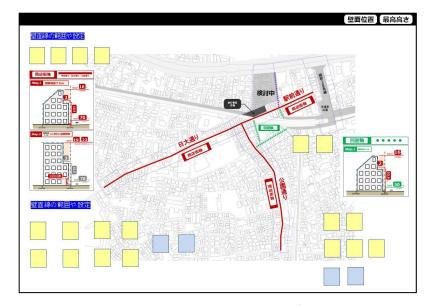
1壁面位置7 0 cmで良い5階

2 最高高さ5 階くらいがいい(例)

③にぎわい空間奥行きは最低 1 m必要(例)

**質問** 歩行者空間やに ぎわい空間に商 品を置いてもい いのですか? (例)

- **3)** ご記入いただいた『ふせん』を図面に 貼りながらご意見を共有し、意見交換 を行います。 **約60分**
- 4) ファシリテーターが各グループでのみ なさまのご意見、質問をまとめ、全体 で発表します。 各グループ発表後、質問は区などから 回答します。 約30分



まとめのイメージ

# 意見交換の進め方(商店街沿道)

- ●意見交換のテーマ
- ① 壁面位置の指定路線 や後退幅
- (2) 建物の最高高さ

③ にぎわい空間

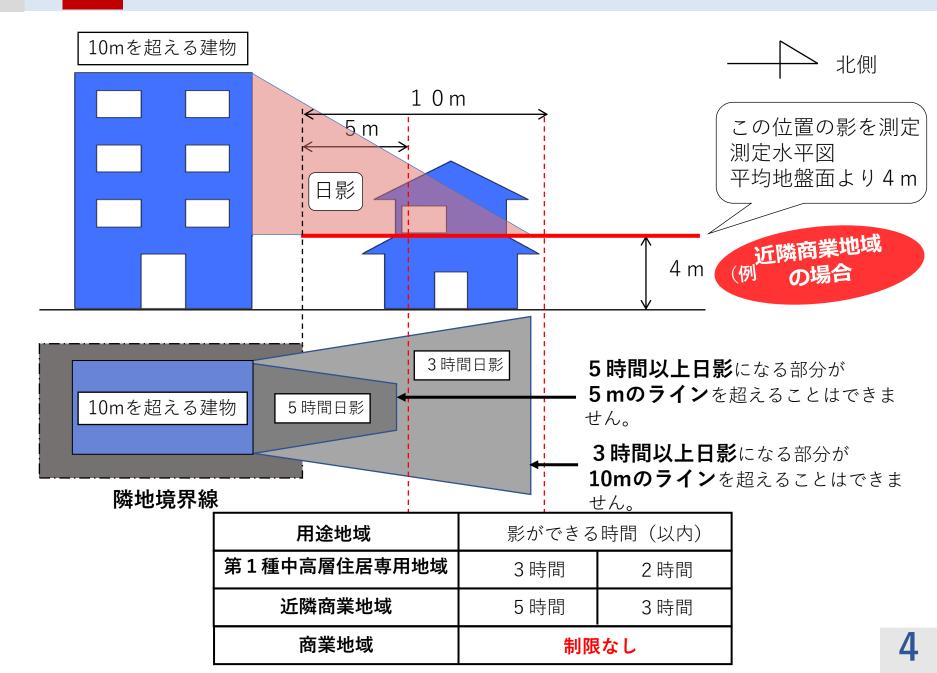
(4) その他

### 目的(議論のポイント)

- ・**壁面線の設定値、範囲**について今回で固めたい (商店街軸、回遊軸の考え方、設定理由を説明)
- ・日影規制を補足説明日影規制の除外範囲(地区計画範囲内)説明
- · 16 m→19 m、22 mの数値
- ・面積(共同化など)による高さの緩和など →面積要件の検討につなげる
- · 形や大きさ、使われ方 など
- **→にぎわい空間の基準決定**のための意見をもらう (例) 奥に細長いスペースでは有効に活用できない) (例) 奥行きは最低 1 m以上必要など
- ・時間があれば「にぎわいにそぐわない建築物の用途」
- ・建築物の用途、最低敷地、容積についての質問など

(こちらから意見を求めなくてもよい)

# 3 最高高さの制限 現況のルール(日影規制)



### その他のルール 用途の制限(現在のルール)

#### 【制限内容】

●風俗営業法関係(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)

区分				業種
風俗営業	第2条 第1項	接待飲食等営業	1号営業	キャバレー、スナック、ホストクラブ、 キャバクラ、クラブ等
			2号営業	低照度飲食店(カップル喫茶等)
			3号営業	区画席飲食店(区画された客室が周囲から 見通し困難で、かつ広さが5㎡以下のもの)
		遊技場営業	4号営業	まあじゃん屋、ぱちんこ屋等
			5号営業	ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業	第2条	店舗型性風俗 特殊営業	1号営業	ソープランド
			2号営業	店舗型ファッションヘルス
			3号営業	ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき部屋、 ストリップ劇場等
			4号営業	ラブホテル、レンタルルーム、モーテル
			5号営業	アダルトショップ、大人のおもちゃ屋等
			6号営業	出会い系喫茶
	第2条 第9項	店舗型電話異	性紹介営業	テレホンクラブ

# - その他のルール 用途の制限

#### 【制限案】

- 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
- サイトクラブ等
- 倉庫業を営む倉庫
- 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

